

16 市民医療センター

市民医療センター

市民医療センターは、公的医療機関として地域医療の確保と保健医療の向上及び健康維持・増進を図るため、国立所沢病院の移転統合に伴う跡地に開設され、昭和51年9月から運営を開始した。

内科では、入院・外来診療の外、所沢地区第二次救急医療病院群輪番制による第二次救急診療を毎週水曜日に行っている。また、平成30年11月から入院病床の一部に地域包括ケア病床を導入し、紹介入院患者の受入れなど、地域の医療機関と連携して在宅医療の後方支援を担っている。

小児科では、平日昼間の外来診療に加えて、小児夜間急患診療、小児深夜帯急患診療及び小児科日曜日・休日急患診療を行うなど、小児初期救急医療体制の維持と安定的な運営に努めている。健診事業では、日本総合健診医学会認定の優良総合健診施設として、人間ドックの検査項目やオプション検査の充実を図り、また、医療機関に併設されているという特徴を生かし、治療が必要な受診者に対して積極的に受診勧奨を行っている。

(1) 概要

名 称	所沢市市民医療センター
所 在 地	上安松 1224 番地の 1 電話 (2992) 1151
敷地面積	22,575㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建2棟、地上2階建2棟
建築面積	2,096.43㎡ 延べ床面積 6,246.045㎡
診療科目	内科、循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科、小児科、放射線科／総合健康診断（人間ドック）等
病 床 数	49床
開 設	昭和51年9月1日（診療開始）
職 員 数	81人（医療職67人、行政職14人）＊R7.4.1現在
付属施設	職員（医師・看護師・技師）宿舎

(2) 令和6年度の利用状況

区分 月	入院 診療 (人)	外来診療（人）							健康 診断 (人)	健康検診（人）				
		内科（人）		小児科（人）				内科 小児科 計		人間 ドック 検診	生活 習慣病 検診	指定 検診	特定 健診 (国保等)	計
		内科	二次 救急	小児科	小児 夜間	小児 深夜帯	休日 急患							
4月	1,069	1,591	6	1,585	182	100	245	3,709	50	288	25	1,053	0	1,416
5月	1,027	1,593	2	1,838	231	105	387	4,156	41	425	78	986	0	1,530
6月	937	1,555	4	1,658	251	129	233	3,830	36	628	74	1,469	87	2,294
7月	1,029	1,815	7	2,128	263	108	280	4,601	29	940	74	1,980	88	3,111
8月	991	1,061	4	1,749	190	94	181	3,279	30	841	80	1,910	67	2,928
9月	1,066	1,527	2	1,591	170	86	249	3,625	30	833	60	1,968	55	2,946
10月	869	1,786	2	2,146	155	75	158	4,322	39	1,109	85	2,429	134	3,796
11月	895	1,555	5	1,941	159	60	243	3,963	40	909	63	1,842	95	2,949
12月	1,099	2,070	6	2,504	205	110	694	5,589	29	1,065	89	2,087	99	3,369
1月	1,136	1,734	44	1,468	142	97	680	4,165	43	775	103	1,608	100	2,629
2月	1,116	1,491	1	1,350	123	87	228	3,280	68	810	80	1,679	165	2,802
3月	965	1,537	3	1,474	138	90	154	3,396	84	612	71	1,424	0	2,191
年計	12,199	19,315	86	21,432	2,209	1,141	3,732	47,915	519	9,235	882	20,435	890	31,961
診療等 日数(日)	365	244	52	244	365	260	73	-	232	239	239	239	140	-
1日平均 利用者数	33.4	78.8	1.7	87.8	6.1	4.4	51.1	-	2.2	38.6	3.7	85.5	6.4	-

(3) 使用料および手数料

消費税相当額の表示については総額表示方式です。

1. 診療料

1点の単価を11円として診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「社会保険診療報酬算定方法」という。）に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）および入院時食事療養費に係る食事療養および入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に定める額とする。

2. 健康検診料

人間ドック日帰りコース	生活習慣病コース	指 定 検 診
39,600 円	24,200 円	1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3. 受託検体検査料

1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4. 手数料

一 般 診 断 書 料	生命保険診断書料 年金関係診断書料 特 別 診 断 書 料	健 康 診 断 書 料	死 亡 診 断 書 料
1,650 円	3,300 円	1,650 円	2,200 円
死体検案書料※	一般証明書料	生命保険証明書料 特 別 証 明 書 料	生命保険等に係る 医師面談料
5,500 円	1,100 円	3,300 円	30 分につき 5,500 円

※ 死体検案料を含む。

5. 特別療養環境室料

1日につき本市住民基本台帳に記録されている者で6,600円、それ以外の者は11,000円とする。